

「認知症の診断に関する専門部会」の検討状況について

【開催状況】

○2024 年度第 2 回：2025 年 1 月 21 日（火）

- ・ 診断助成制度の実施状況について
- ・ 診断助成制度における認知症新薬への対応について
- ・ 診断助成制度における MCI の対応について
- ・ 事故救済制度に係る認知症の診断について

○2025 年度第 1 回：2026 年 1 月 15 日（木）

- ・ 診断助成制度の実施状況について
- ・ 診断助成制度における 65 歳未満の方の対応について
- ・ 事故救済制度に係る認知症の診断について

【議論内容】

1 事故救済制度に係る診断について（2024 年度第 2 回・2025 年度第 1 回）

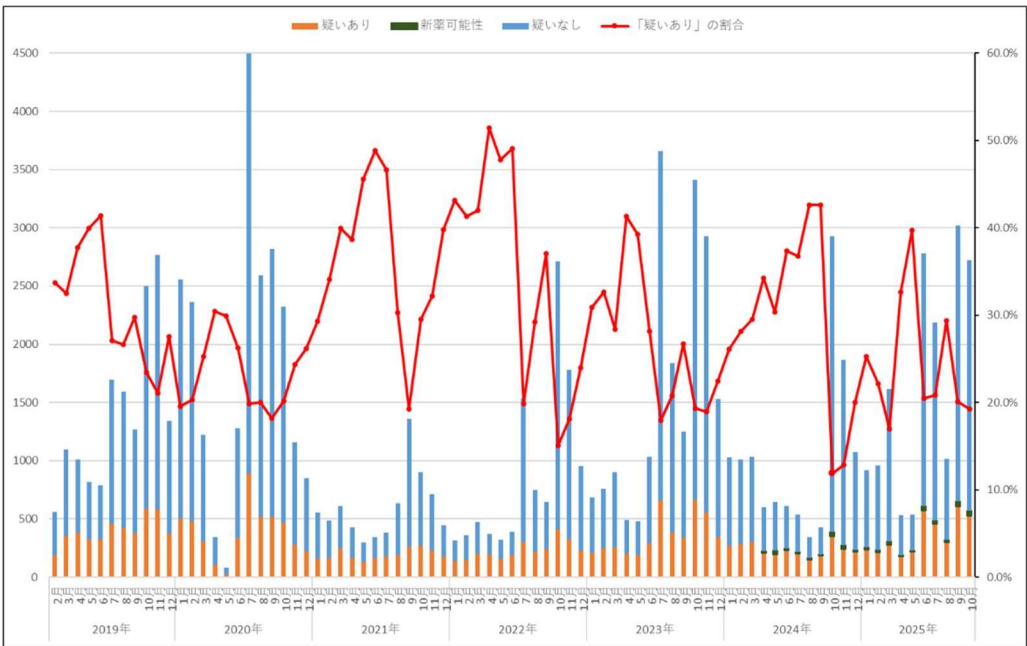
決定した方向性

- ・ 診断助成制度開始前（2019 年 1 月 27 日まで）に国内医療機関で診断を受けている者が事故救済制度に登録できる期限を 1 年延長（現在の申込期限：2026 年 3 月 31 日）。
- ・ また、第 2 段階医療機関または認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者の登録期限についても 1 年延長（検査費用の助成は対象外）。

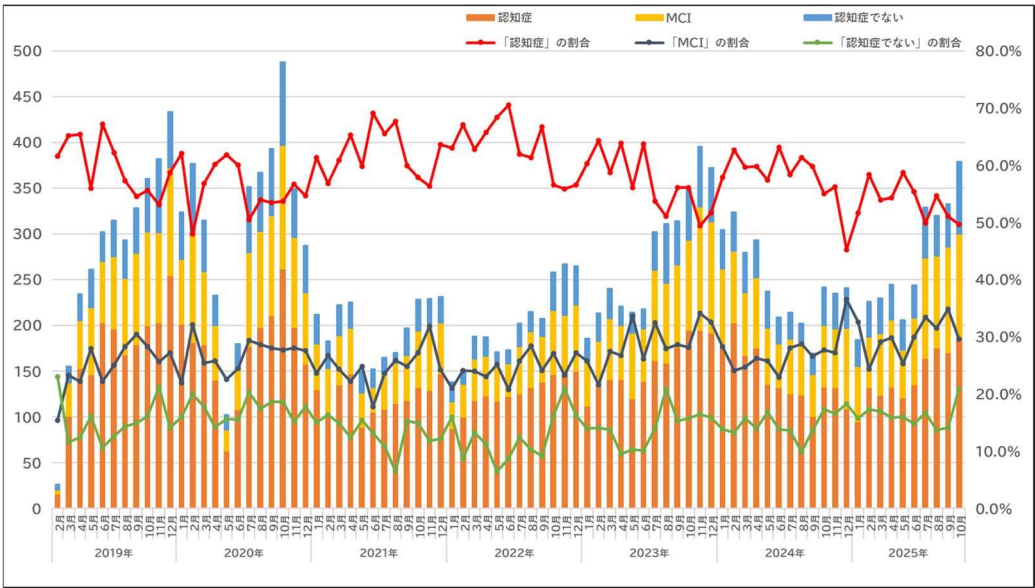
2 診断助成制度の実施状況について（2024 年度第 2 回・2025 年度第 1 回）

《診断助成制度の実施状況》

（1）認知機能検診（第 1 段階）（2025 年度第 1 回資料より抜粋）

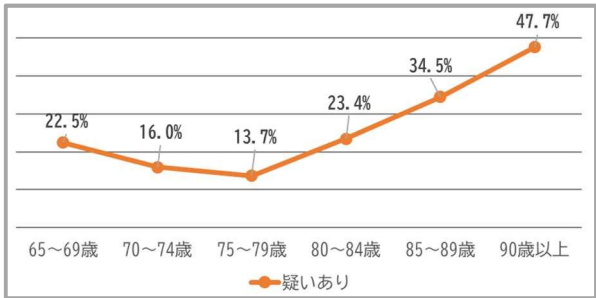


(2) 認知機能精密検査（第2段階）（2025年度第1回資料より抜粋）



《参考》（2025年度第1回資料より抜粋）

① 年代別「疑いあり」割合



② 認知機能検診（第1段階）受診券の発送状況（平成31年1月～令和7年10月末）

	年度	対象者	送付日	送付数
一斉送付	令和元年度	75歳以上全員		
		① 7～9月生	令和1年7月12日	43,413
		② 4～6月生	令和1年10月11日	50,535
		③ 10～12月生	令和2年1月10日	52,112
		④ 1～3月生	令和2年6月26日	74,176
	令和2年度	75歳到達者	令和2年8月21日	13,797
	令和3年度	75歳到達者	令和3年8月20日	18,605
		80・85歳到達者	令和4年6月29日	26,344
	令和4年度	75・80・85歳到達者	令和4年9月30日	51,858
	令和5年度	75歳以上全員		
		① 4～10月生	令和5年6月23日	126,901
		② 11～3月生	令和5年10月6日	118,464
	令和6年度	70～75歳到達者	令和6年9月27日	115,793
	令和7年度	77歳以上全員		
		① 4～10月生	令和7年6月3日	110,937
		② 11～3月生	令和7年9月2日	103,435
	一斉送付合計			
申し込み	申込数合計			36,685
合計				943,055

決定した方向性

- ・引き続き、認知機能検診と認知機能精密検査の２段階方式による診断助成制度を実施する。
- ・令和８年度の第１段階受診券一斉送付について、送付対象者を６５～７５歳とする。

主な意見

- ・「認知症新薬にも対応した第２段階」において、アミロイド PET の検査費用も含めてサポートしており、素晴らしい。
- ・診断助成制度を支えているのは適正な診療・診断であり、第１段階は広く受けていただき、少しでも必要があれば見落とさず第２段階へつながることが適切である。本来受けるべき方に早期に受診いただくため、引き続き制度を広報していくことが大事である。
- ・これまでは 75 歳以上を中心に手厚く受診券を送付してきたが、制度開始から約 7 年が経過する中で、さらなる制度周知や早期受診・早期発見につながる取り組みとして、65 歳からを対象に受診券を送付することには意味があると感じる。

３ 診断助成制度における認知症新薬への対応について（2024 年度第 2 回）

決定した方向性

- ・認知症新薬「ドナネマブ」が保険収載されたことを受け、「認知症新薬にも対応した第２段階」への紹介について、第２段階での検査の結果、MMSE が 20 点以上（22 点以上から変更）で、レカネマブまたはドナネマブの最適使用推進ガイドラインの投与基準に適合する可能性がある場合とする。
- ・新薬の投与を開始した方へのフォローアップを行う医療機関については、引き続き初回投与機関と市医師会が連携する。

主な意見

- ・フォローアップ施設のインセンティブの少なさについては各学会でも共有されており、厚生労働省に意見が送られている。インセンティブの問題が解決すると、さらに追い風になるだろう。
- ・フォローアップ施設で投与を行うことについて、初回投与施設から患者への説明がしっかりできないといけないと思う。

4 診断助成制度における MCI の対応について（2024 年度第 2 回）

決定した方向性

- ・第 2 段階実施医療機関において、「軽度認知障害（MCI）と診断された方へ」リーフレットを交付し、健康づくり（運動・食事・生活習慣病等）、フレイル改善通所サービス、人生会議（ACP）についての説明を行う。
- ・MCI と診断されたものの受診が途切れている方から受診券の申込みがあった場合、受診から 2 年以上を経過していれば発行し、第 1 段階からの受診を認める。

主な意見

- ・MCI リーフレットは、これまでも様々な関係者が目を通し完成度が高いものができていると思う。
- ・人生会議（ACP）について、認知症基本法の考え方も踏まえ、ご本人の考えや希望を家族などが知るきっかけとして、MCI リーフレット最終ページに前向きな言葉で記載があることはよいと思う。
- ・第 2 段階の医療機関で経過観察を続けることの重要性をお伝えすることができるとよい。

5 診断助成制度における 65 歳未満の方の対応について（2025 年度第 1 回）

決定した方向性

- ・引き続き検討する。

主な意見

- ・かかりつけ医で若年性認知症の診断まで行うことは困難であり、認知症疾患医療センターに紹介してつなぐ、という仕組みが大切である。
- ・診断されたくない、認知症ではないという診断を求めてしまう、といった心情に関する部分も含めて、認知症疾患医療センターで適切に診断後支援までしていく必要がある。